

定時株主総会

招集ご通知

2017年4月1日から2018年3月31日まで

MOL
商船三井

証券コード：9104



開催情報

日時

2018年6月26日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

品川インターシティホール

東京都港区港南二丁目15番4号

世界初の砕氷LNG船プロジェクト「ロシア・ヤマルLNGプロジェクト」
北極海で試験航行中の「VLADIMIR RUSANOV」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長
に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

郵送及びインターネット
による議決権行使期限

2018年6月25日（月曜日）午後5時まで

※詳細は3ページをご参照ください。



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/9104/>



株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員

池田 潤一郎

株主の皆様には、日頃より当社事業活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2017年度の事業報告をご覧くださいにあたり、ご挨拶を申し上げます。

当期2017年度は堅調な世界経済に支えられ、貿易の伸びが回復した1年でした。一方で、北朝鮮問題や台頭する保護主義の動きをはじめとして、私たちを取り巻く環境は不安定さを増しており、とりわけ安全運航をベースとした海運をなりわいとしている当社にとっても常に緊張を強いられた年でした。海運市況は一部回復基調となっているものの、全体としては勢いが鈍く、本格的回復には今少し時間を要する状況です。しかしながら当社は、近年推進してきた構造改革に加えて、地道な運航効率の改善や前線の営業努力により、2017年度経常利益は期初計画を上回って落ち着いています。海運市況低迷下においても安定的に利益を上げられる体質となりました。大変遺憾ながら、コンテナ船事業の統合に関連した特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損益は赤字となりましたが、今後に向けての当社の業績回復への道筋が明確となったことを考慮し、配当につきましては、1株当たりの年間配当金を20円（中間配当10円*、期末配当10円）と、期初予定通りの実施とする予定です。

2018年4月、そのコンテナ船事業統合会社Ocean Network Express Pte. Ltd.がサービスを開始しました。邦船3社の事業を引き継ぐ唯一無二の国際コンテナ船運航会社として、グローバルに質の高いサービスを提供していくとともに、統合によるシナジーを早期に結実させ、当社の企業価値向上に貢献するものと確信しています。次期2018年度は当社単体におけるコンテナ船事業撤収コスト

企業理念

- 1 顧客のニーズと時代の要請を先取りする
総合輸送グループとして
世界経済の発展に貢献します
- 2 社会規範と企業倫理に則った、
透明性の高い経営を行い、
知的創造と効率性を徹底的に追求し
企業価値を高めることを目指します
- 3 安全運航を徹底し、
海洋・地球環境の保全に努めます

長期ビジョン

世界の海運をリードする
強くしなやかな商船三井グループを目指す

が残りますが、中期的には当社損益改善の主たる原動力となります。また、当社の強みとなっているLNG船・海洋事業、ケミカル船、フェリーといった事業セグメントについては今後更に充実・拡大を図っていきます。経営計画「ローリングプラン2017」を発展させた「ローリングプラン2018」においても、これら事業への経営リソース重点配分を継続すると同時に、船隊のコスト競争力を強化していきます。

次期2018年度の連結業績は、売上高1兆1,300億円、営業利益230億円、経常利益400億円、親会社株主に帰属する当期純利益300億円を計画しております。この利益計画に基づき、次期の年間配当は1株当たり50円（うち中間配当20円）を予定しています。

当社は創業以来130年余にわたり、時代の要請とお客様のニーズを先取りし、時に様々な困難を克服しながら、世界最大級の総合海運企業に成長してきました。上に挙げたLNG船、ケミカル船、フェリーやコンテナ船だけでなく、世界最大規模のドライバルク、原油タンカー、自動車船隊を有しています。各部門の得意分野を更に強化していくことで、長期ビジョンにうたっております「強くしなやかな」商船三井の総合力を発揮し、ステークホルダーの皆様の信頼に応えるよう努力してまいります。

引き続きご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(※)2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。当期中間配当金については、当期首に株式併合を行ったと仮定して記載しており、株式併合を考慮しない場合の中間配当金は1円です。

株主の皆様へ		1	
	定時株主総会招集ご通知	3	招集ご通知
	株主総会参考書類	7	株主総会参考書類
提 供 書 面	事業報告	25	事業報告
	連結貸借対照表	45	連結計算書類
	連結損益計算書	46	
	貸借対照表	47	計算書類
	損益計算書	48	
	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	49	監査報告
	計算書類に係る会計監査人の監査報告	50	
	監査役会の監査報告	51	

株 主 各 位

証券コード 9104
2018年5月30日

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

株式会社商船三井

代表取締役 池田潤一郎
社長執行役員

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

議 決 権 行 使 に つ い て の ご 案 内

当日ご出席の場合 ●

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

☞ 株主総会開催日時：2018年6月26日（火曜日）午前10時

当日ご欠席の場合 ●



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

☞ 行使期限：2018年6月25日（月曜日）午後5時到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

①QRコード®を読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

パソコンやスマートフォンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご入力ください。

後記株主総会参考書類または議決権行使ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

☞ 行使期限：2018年6月25日（月曜日）午後5時完了分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については5、6ページをご参照ください。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名に代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

記

1. 日 時	2018年6月26日(火曜日) 午前10時
2. 場 所	東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール (末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 株主総会の 目的事項	<p>▶ 報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)に係る計算書類の内容報告の件 <p>▶ 決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 執行役員及び従業員(上級管理職)並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件</p>

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載事項のほか、上記のインターネット開示事項も含まれています。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

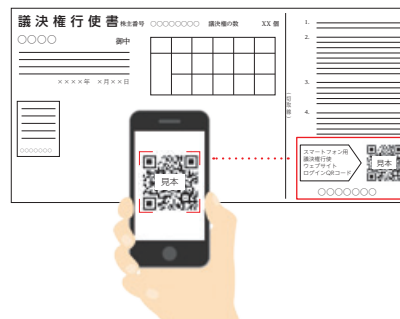
2018年6月25日（月曜日）
午後5時完了分まで

①

QRコード®を読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード®を読み取ってください。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。


議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②に記載の要領にてパソコン向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコード®を再度読み取っていただくと、パソコン向けウェブサイトへ移動します。



書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 電話番号：0120-652-031 
 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様には、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

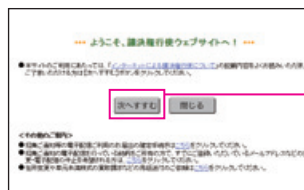
② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使

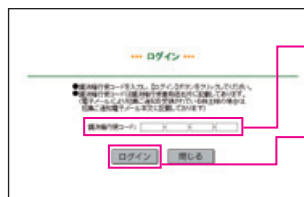
<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

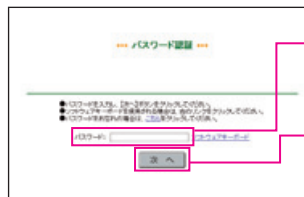
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主の皆様への直接的な利益還元を経営上の基本方針としています。

内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努め、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針としています。

当期の期末配当につきましては、コンテナ船事業の統合に関連した特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損益は赤字となりましたが、今後に向けての当社の業績回復への道筋が明確となったことを勘案し、1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、2017年10月1日の株式併合の影響を考慮すると、1株当たり10円の間配当金をお支払いしておりますので、当期の1株当たりの年間配当金は20円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額1,195,968,390円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月27日

2. 剰余金の処分にに関する事項

コンテナ船事業再編関連損失により生じた繰越利益剰余金の欠損補填及び期末配当実施のため、以下のとおり別途積立金を取り崩したいと存じます。

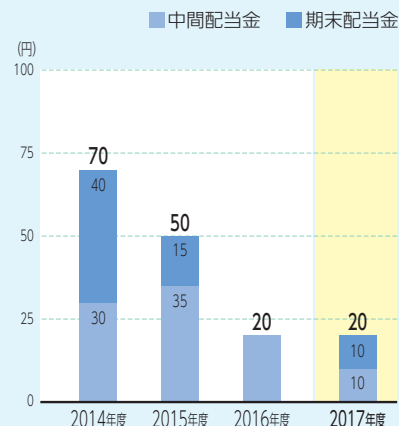
(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 81,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 81,000,000,000円

ご参考 配当金の推移



当社は、2017年10月1日付で10株を1株とする株式併合を実施していますので、前期以前の配当金については、株式併合の影響を考慮した金額を表記しています。

第2号議案

取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位・担当	
1	むとう こういち 武藤 光 一	代表取締役 会長執行役員	再任
2	いけだ じゅんいちろう 池田 潤 一 郎	代表取締役 社長執行役員	再任
3	たかはし しずお 高橋 静 夫	代表取締役 副社長執行役員 全般社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインフォメーションオフィサー、技術革新本部 副本部長、経営監査部/秘書・総務部/コーポレートマーケティング部/商船三井システムズ株式会社 担当	再任
4	はしもと たけし 橋本 剛	取締役 専務執行役員 エネルギー輸送営業本部長、石炭船部/LNG船部管掌、エネルギー営業戦略 部/燃料部/海洋事業部 担当	再任
5	おの あきひこ 小野 晃 彦	専務執行役員 安全運航本部 副本部長/製品輸送営業本部 副本部長、経営企画部/定航事業 管理部 担当	新任
6	まるやま たかし 丸山 卓	取締役 専務執行役員 チーフフィナンシャルオフィサー、コーポレートコミュニケーション部 (IR) /財務部/経理部 担当	再任
7	まつしま まさゆき 松島 正 之	取締役	再任 社外 独立
8	ふじい ひでと 藤井 秀 人	取締役	再任 社外 独立
9	かつ えつこ 勝 悦 子	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所届出独立役員

選定方針とプロセス

取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定が行える社内出身の取締役と、専門領域における豊富な経験と知見から客観的な視点をもって当社グループの企業価値向上に貢献できる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、指名諮問委員会の答申に基づいています。

候補者
番号

1

再任

むとう こういち
武藤 光一



1953年9月26日生まれ
(満64歳)

※2018年6月26日現在

所有する当社の株式の数

16,600株

※2018年3月31日現在

現在の当社における地位

代表取締役
会長執行役員

取締役在任年数

11年

※本総会最終時

取締役会への出席状況

10回 / 10回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1976年 4月	当社入社	2010年 6月	当社代表取締役	社長執行役員
2002年 6月	当社不定期船部長	2015年 6月	当社代表取締役	会長執行役員
2003年 1月	当社経営企画部長			(現在に至る)
2004年 6月	当社執行役員経営企画部長委嘱			
2006年 6月	当社常務執行役員			
2007年 6月	当社取締役 常務執行役員			
2008年 6月	当社取締役 専務執行役員			

<重要な兼職の状況>

一般社団法人 日本船主協会 会長

取締役候補者とした理由

武藤光一氏は、2010年6月から2015年6月まで代表取締役 社長執行役員として当社グループの経営をリードし、豊富な経験と実績を有しています。また、2015年6月からは取締役会議長として、コーポレートガバナンスの強化等を推進しており、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。今後も、全てのステークホルダーを意識し経営を監督するとともに、取締役会における経営上重要な意思決定機能の強化を図り、企業価値の向上に繋げるべく、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

再任

いけだ じゅんいちろう
池田 潤一郎



1956年7月16日生まれ
(満61歳)

※2018年6月26日現在

所有する当社の株式の数

15,600株

※2018年3月31日現在

現在の当社における地位

代表取締役
社長執行役員

取締役在任年数

5年

※本総会最終時

取締役会への出席状況

10回 / 10回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1979年 4月	当社入社	2015年 6月	当社代表取締役	社長執行役員
2004年 6月	当社人事部長			(現在に至る)
2007年 6月	当社定航部長			
2008年 6月	当社執行役員			
2010年 6月	当社常務執行役員			
2013年 6月	当社取締役 専務執行役員			

取締役候補者とした理由

池田潤一郎氏は、2015年6月に代表取締役 社長執行役員に就任以降、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、当社グループの経営をリードしています。豊富な経験及び実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、「構造改革」の断行と「定期コンテナ船事業統合」を決断し、企業価値の向上に努めています。これら豊富な経験と実績等をもとに、当社グループの経営推進とコーポレートガバナンスの強化を進めるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

再任

所有する当社の株式の数

8,500株

※2018年3月31日現在

取締役在任年数

4年

※本総会終結時

現在の当社における地位

代表取締役
副社長執行役員

取締役会への出席状況

10回 / 10回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|----------------|----------|----------------------------|
| 1981年 4月 | 当社入社 | 2018年 4月 | 当社代表取締役 副社長執行役員
(現在に至る) |
| 2006年 6月 | 当社経営企画部長 | | |
| 2008年 6月 | 当社執行役員経営企画部長委嘱 | | |
| 2010年 6月 | 当社執行役員 | | |
| 2011年 6月 | 当社常務執行役員 | | |
| 2014年 6月 | 当社取締役 常務執行役員 | | |
| 2015年 6月 | 当社取締役 専務執行役員 | | |

<担当>

全般社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインフォメーションオフィサー、技術革新本部副本部長、経営監査部 / 秘書・総務部 / コーポレートマーケティング部 / 商船三井システムズ株式会社 担当

取締役候補者とした理由

高橋静夫氏は、経営企画及びLNG船事業での豊富な経験と実績を有するほか、チーフインフォメーションオフィサー（CIO）としてICT戦略を統括し、また、経営管理に関する豊富な知見を活かし、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）も務めています。2018年4月からは副社長執行役員として経営全般を担っており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。



たかはし しずお
高橋 静夫

1959年1月18日生まれ
(満59歳)

※2018年6月26日現在

候補者
番号

4

再任

所有する当社の株式の数

7,300株

※2018年3月31日現在

取締役在任年数

3年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役
専務執行役員

取締役会への出席状況

10回 / 10回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|-------------------------|--|--|
| 1982年 4月 | 当社入社 | | |
| 2008年 6月 | 当社LNG船部長 | | |
| 2009年 6月 | 当社執行役員LNG船部長委嘱 | | |
| 2011年 6月 | 当社執行役員 | | |
| 2012年 6月 | 当社常務執行役員 | | |
| 2015年 6月 | 当社取締役 常務執行役員 | | |
| 2016年 4月 | 当社取締役 専務執行役員
(現在に至る) | | |

<担当>

エネルギー輸送営業本部長、石炭船舶 / LNG船舶管掌、エネルギー営業戦略部 / 燃料部 / 海洋事業部 担当

取締役候補者とした理由

橋本剛氏は、LNG船及び海洋事業での豊富な経験とグローバルな事業展開に関する知見を有し、現在は専務執行役員としてエネルギー輸送営業本部を統括するなど、当社グループの事業経営に精通しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。



はしもと たけし
橋本 剛

1957年10月14日生まれ
(満60歳)

※2018年6月26日現在

候補者
番号

5

新任

おのあきひこ
小野 晃彦



1959年10月1日生まれ
(満58歳)

※2018年6月26日現在

所有する当社の株式の数

5,100株

※2018年3月31日現在

取締役在任年数

一年

※本総会終結時

現在の当社における地位

専務執行役員

取締役会への出席状況

一回 / 一回

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社
2010年 6月 当社経営企画部長
2011年 6月 当社執行役員経営企画部長委嘱
2015年 6月 当社常務執行役員
2017年 4月 当社専務執行役員
(現在に至る)

<担当>

安全運航本部 副本部長／製品輸送営業本部 副本部長、経営企画部／定航事業管理部 担当

取締役候補者とした理由

小野晃彦氏は、経営企画及びコンテナ船事業において豊富な経験とグローバルな事業展開に関する知見を有し、現在は専務執行役員として経営企画を担うなど、当社グループの事業経営に精通しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

再任

まるやまたかし
丸山 卓



1959年4月10日生まれ
(満59歳)

※2018年6月26日現在

所有する当社の株式の数

2,100株

※2018年3月31日現在

取締役在任年数

1年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役
専務執行役員

取締役会への出席状況

8回 / 8回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社
2010年 6月 当社財務部長
2011年 6月 当社執行役員財務部長委嘱
2015年 6月 当社常務執行役員
2017年 6月 当社取締役 常務執行役員
2018年 4月 当社取締役 専務執行役員
(現在に至る)

<担当>

チーフフィナンシャルオフィサー、コーポレートコミュニケーション部 (IR) / 財務部 / 経理部 担当

取締役候補者とした理由

丸山卓氏は、財務・IR部門において長年の経験と豊富な実績を有し、現在は専務執行役員としてグローバルに事業展開している当社グループ全体の財務戦略を統括しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数
2,000株
※2018年3月31日現在

取締役在任年数
7年
※本総会終結時

現在の当社における地位
取締役

取締役会への出席状況
10回 / 10回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|--------------------------------------|----------|---------------------------|
| 1968年 4月 | 日本銀行入行 | 2011年 5月 | ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー |
| 1990年 4月 | 同行熊本支店長 | 2011年 6月 | 当社社外取締役（現在に至る） |
| 1992年11月 | 同行ロンドン駐在参事 | | |
| 1996年 2月 | 同行調査統計局長 | | |
| 1998年 6月 | 同行理事（国際関係担当） | | |
| 2002年 6月 | ポストン コンサルティンググループ上席顧問 | | |
| 2005年 2月 | クレディ・スイス証券株式会社
シニア・エグゼクティブ・アドバイザー | | |
| 2008年 6月 | 同社社長 | | |
- <重要な兼職の状況>
インテグラル株式会社 常勤顧問
日揮株式会社 社外取締役
太陽有限責任監査法人 経営評議委員会
谷口パートナーズ国際会計・税務事務所 シニア・アドバイザー

社外取締役候補者とした理由

松島正之氏は、金融分野等における幅広い経験と見識をもとに、グローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、コーポレートガバナンスの維持・強化に貢献していただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続の透明性と客観性を高めていただいています。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



1945年6月15日生まれ
(満73歳)

※2018年6月26日現在

候補者
番号

8

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数
600株
※2018年3月31日現在

取締役在任年数
2年
※本総会終結時

現在の当社における地位
取締役

取締役会への出席状況
8回 / 10回
(出席率80%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- | | | | |
|----------|---------------------------|--|--|
| 1971年 4月 | 大蔵省入省 | | |
| 2003年 1月 | 財務省大臣官房長 | | |
| 2004年 7月 | 同省主計局長 | | |
| 2006年 7月 | 財務事務次官 | | |
| 2007年10月 | 株式会社日本政策投資銀行 副総裁 | | |
| 2008年10月 | 同行代表取締役副社長
(2015年6月退任) | | |
| 2016年 6月 | 当社社外取締役（現在に至る） | | |
- <重要な兼職の状況>
住友商事株式会社 顧問

社外取締役候補者とした理由

藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の経験と知見を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続の透明性と客観性を高めていただいています。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



1947年12月13日生まれ
(満70歳)

※2018年6月26日現在

候補者
番号

9

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数

600株

※2018年3月31日現在

取締役在任年数

2年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役

取締役会への出席状況

10回 / 10回
(出席率100%)かつ えつ こ
勝悦子1955年4月3日生まれ
(満63歳)

※2018年6月26日現在

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1978年 4月	株式会社東京銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 入行 調査部 (1992年12月退行)	2008年 4月 同大学 副学長（国際交流担当） 2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
1992年12月	株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト	
1995年 4月	茨城大学人文学部社会科学科 助教授（国際金融論）	
1998年 4月	明治大学政治経済学部 助教授	
2003年 4月	同大学 同学部 教授	

<重要な兼職の状況>

明治大学政治経済学部 教授
一般財団法人進学基準研究機構 理事
国際大学協会（IAU）理事
国際交流基金 資金運用諮問委員会委員長

社外取締役候補者とした理由

勝悦子氏は、国際経済・金融の専門家としての幅広い知識と見識、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取組みの経験と知見をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続の透明性と客観性を高めていただいています。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注1) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記の候補者のうち、松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員の要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」（16ページ）における独立性の要件を満たしています。
- (注3) 松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

現任の監査役 山下英樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。



再任

社外

独立

所有する当社の株式の数 **600株**
※2018年3月31日現在

現在の当社における地位 **監査役**

監査役在任年数 **4年**
※本総会終結時

取締役会への出席状況 **10回 / 10回**
(出席率100%)

監査役会への出席状況 **10回 / 10回**
(出席率100%)

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1982年 4月	弁護士登録 第二東京弁護士会入会	2014年 6月	当社 社外監査役（現在に至る）
1985年 4月	山下英樹法律事務所開設 (現：山下・遠山法律特許事務所)	<重要な兼職の状況> 山下・遠山法律特許事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役	
1993年 3月	弁理士登録		

社外監査役候補者とした理由

山下英樹氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識並びに高い法令遵守の精神を有し、独立した客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行いただいております。以上のことから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注1) 山下英樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 山下英樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員要件、及び当社の「社外役員独立性基準」（16ページ）における独立性の要件を満たしています。
- (注3) 山下英樹氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

せき いさお
関 功



1946年8月10日生まれ
(満71歳)

※2018年6月26日現在

社外

独立

所有する当社の株式の数

一株

※2018年3月31日現在

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1969年 8月 監査法人千代田事務所入所
2006年 6月 至誠監査法人入所 代表社員就任
2013年 1月 税理士法人関会計事務所開設
代表社員就任
(ブルーデンス税理士法人へ改名し現在に至る)

<重要な兼職の状況>

ブルーデンス税理士法人 代表社員

補欠社外監査役候補者とした理由

関功氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、補欠監査役として選任をお願いするものです。同氏は、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。

- (注1) 関功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 関功氏は、社外監査役候補者として選任するものです。なお、同氏は、上場証券取引所の定める独立役員要件、及び当社の「社外役員独立基準」(16ページ)における独立性要件を満たしています。
- (注3) 関功氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者¹または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
 - *1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう
- ② 当社の現在の主要株主²またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
 - *2 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう
- ③ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
- ④ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいて業務執行者であった者
- ⑤ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループを主要な取引先とする者³、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
 - *3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者
- ⑦ 当社グループの主要な取引先である者⁴、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
 - *4 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者
- ⑧ 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間にそれらに該当していた者
- ⑨ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁵を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間にそれらに該当していた者
 - *5 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）
- ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付または助成⁶を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間にそれらに該当していた者
 - *6 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう
- ⑪ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者⁷に限る）の近親者等⁸
 - *7 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所⁹に所属する者のうち公認会計士、法律事務所⁹に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
 - *8 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう
- ⑫ その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長 に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

2018年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任するものです。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものです。

2. 新株予約権の要項及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

下述(3)に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式150,000株を上限とし、下述(3)②により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の要項

① 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役を兼務しない執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長のうち、当社取締役会で承認された者とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。

但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が他社と合併、会社分割もしくは株式交換を行う場合、または、資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引

が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併、会社分割もしくは株式交換を行う場合、または、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- ④ 新株予約権を行使することができる期間
2020年6月29日から2028年6月23日までの期間内で、取締役会において決定する。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑧ 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発

生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記④に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(ク) 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩ 新株予約権の行使条件

(ア) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。

(イ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員（上級管理職）並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

(注) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

(ウ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以上

【ご参考】コーポレートガバナンスに関する取組み

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ企業理念と長期ビジョン、経営計画に基づき、持続的な成長と中長期的なグループ企業価値の最大化を図るため、①複数名の社外取締役を選任する（本年度は社外取締役3名の選任議案を上程しています）、②取締役会の諮問機関として、それらの社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を設けるなど、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

海運事業の事業環境やリスクの態様は目まぐるしく変化するため、当社の経営にあたっては事業環境を正しく把握し、常にリスクに向き合い、攻守のバランスをとりながら経営資源を有効に活用するという高度な舵取りが求められます。多様なステークホルダーの意見やその他各種社会的要請も認識しながら、経営の透明性・公正性を確保しつつ、適切なリスク管理の下、迅速・果断に意思決定を行うことにより、持続的な成長を継続し、企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの要諦であると考えています。

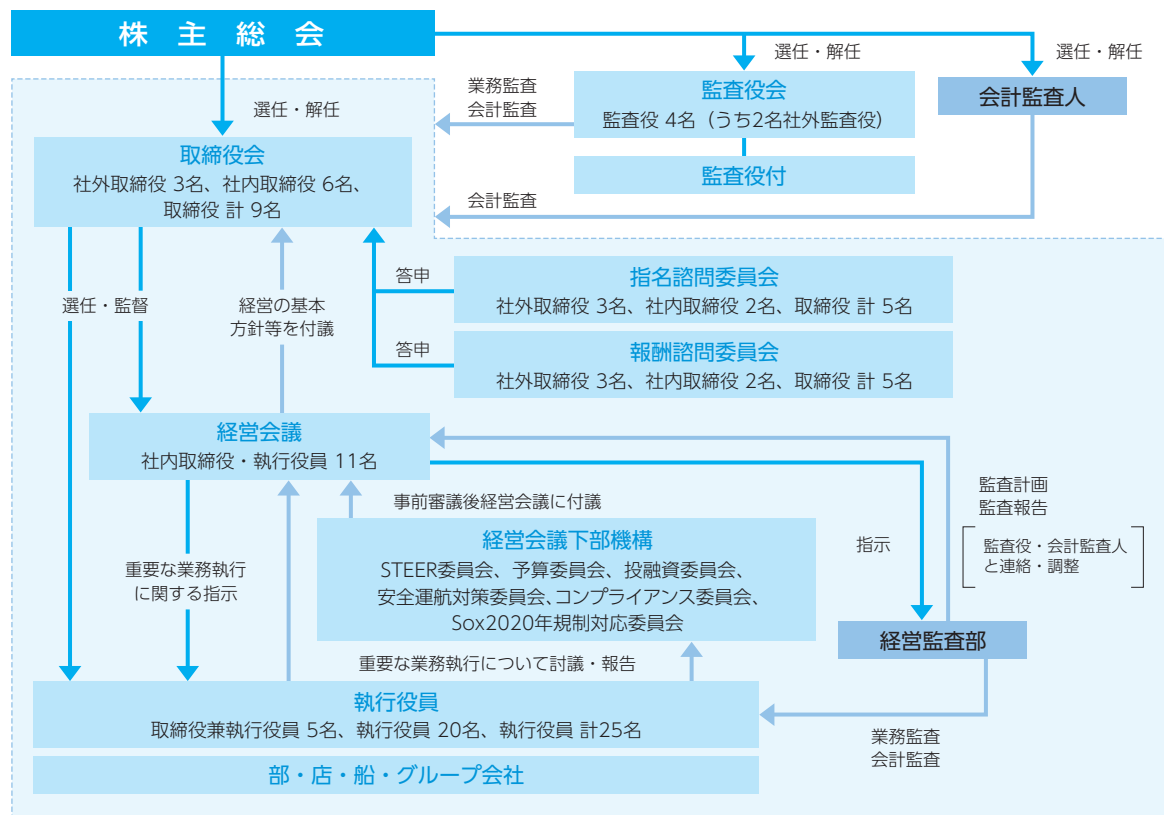
■当社のコーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務しています）相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を業務執行を行う社内取締役と業務執行を行わず監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えています。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としています。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針（2018年4月27日に改定しています）を定めています。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役職員は、取締役会の監督と監査役会の監査に服しつつ、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っています（業務執行体制については、後述する内容をご参照ください）。

また、コーポレートガバナンスの真価は、上記のように構築された枠組み・組織の存在そのものによってもたらされるものではなく、係る枠組みが実際に以下のような形で適正かつ効率的に機能しているかによって問われるものと当社は考えます。

〈コーポレートガバナンス体制の概要図〉 (2018年4月1日現在)



■取締役会

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決裁を行っています。

取締役会は、社内取締役6名と当社と利害関係のない社外取締役3名より構成されています。社外取締役は、各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について当社と利害関係のない独立した立場でのチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしています。社外取締役に対しては、取締役会議案を事前に説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行うなどサポート体制を整えています。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて社外取締役、社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っています。

「戦略・ビジョン討議」とは

商船三井の「戦略・ビジョン討議」

当社では、3時間の取締役会のうち1時間を「戦略・ビジョン討議」に充て、経営戦略や長期ビジョン、或いは経営全般に関わるテーマを取り上げ、社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行っています。

2017年度「戦略・ビジョン討議」議題一覧

	議 題		議 題
5月	資本市場における当社現状	10月	当社ガバナンス体制のレビュー (監査等委員会設置会社の評価を中心に)
7月	港湾・ロジスティクス事業部の 事業戦略について	12月	人事制度改革
9月	新規事業・グループ経営推進部の 事業戦略について	1月	ローリングプラン2018基本方針
		2月	ローリングプラン2018全体概要



取締役会の討議の様子

■指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役会の下に任意の組織として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役全員(3名)・会長・社長が委員となり、社外取締役が過半数を占める形で委員会を構成しています。指名諮問委員会は取締役・執行役員を選任について、報酬諮問委員会は長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬の在り方について、それぞれ「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討し、取締役会に答申を行っています。取締役会は諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしています。

■実効性評価

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、自己アンケート、及びアンケート結果に基づく取締役会での討議により、その実効性についての評価・分析を毎年実施し、その結果を以後の取締役会運営の改善につなげています。

当社は、実効性評価をより有益なものとするため、評価項目につき毎年度見直しを行い、当該年度の実態に即した項目の追加等により、その充実を図っています。

■業務執行体制

業務執行については、当社は2000年より執行役員制度を導入しています。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員は、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議（議長：社長）は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議機関として機能しています。経営会議の下部機構として、6つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っています。

■監査体制

監査役会は、常勤監査役2名と当社と利害関係のない社外監査役2名より構成されています。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査計画の策定、監査結果の報告・共有等を行っており、また、全監査役は取締役会に、常勤監査役はこれに加え経営会議及び各委員会に出席し、審議・意思決定過程における監査を実施しています。会計監査は、当社と監査契約を締結している有限責任あずさ監査法人が監査を実施しています。これに加え、経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部が、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っています。



監査役会の討議の様子

■社外役員

当社の社外役員5名（社外取締役3名、社外監査役2名）は、いずれも当社独自の「社外役員の独立性基準」（16ページ）を満たしています。

社外取締役3名はいずれも各々の専門領域における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関して独立した立場から助言を行い、経営の意思決定及び監督についての取締役会の機能を強化する役割を担っています。

社外取締役は、取締役会への出席のほか、当社グループ運航船への訪船やグループ経営会議（年2回国内グループ会社の代表者を招集して開催。経営計画に関連するトピックス等を議題として双方向での議論を行う）への出席等を通じて当社グループの事業への理解を深め、社外取締役としての職務に反映させています。

また社外監査役2名は、法律及び経営学の専門家としての深い知見と見識を有しており、独立した立場から当社における監査体制を強化する役割を担っています。

社外監査役は、取締役会・監査役会への出席のほか、社内取締役・執行役員との面談、会計監査人との定期的な打ち合わせ、国外を含む当社グループの活動拠点への往査等を行い、それらにより得られた知見を社外監査役としての職務に反映させています。



2018年度春季グループ経営会議で発言する松島社外取締役

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、前期から引き続き世界全体で安定的に拡大する傾向となりました。米国経済は、良好な雇用・所得環境を背景に個人消費は回復が継続し、企業部門でも生産や輸出の回復が続き、拡大傾向を維持しました。欧州経済は、雇用環境の改善を背景に個人消費は底堅く、緩やかな回復が持続しました。中国経済は、良好な雇用・所得環境を受けて個人消費は安定的に拡大し、輸出も世界経済の回復を背景に拡大し、堅調に推移しました。わが国では、良好な雇用・所得環境が継続し個人消費は緩やかな回復を続け、企業部門では国内外の需要回復により、景気回復が継続しました。

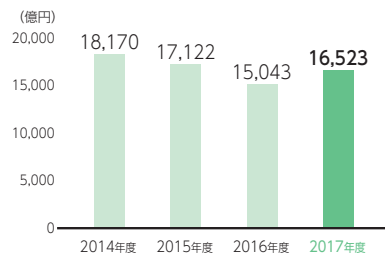
海運市況のうち、ドライバルク船市況は、鉱石の荷動きが旺盛になり、南米東岸積穀物貨や、主要貨物である石炭の荷動きも概して好調だったため、全体的に前期より上昇した水準で推移しました。原油船市況は、船腹供給が増加する中、老齢船撤退の進捗が遅かったことによる船腹過剰感や、OPEC加盟国減産の浸透等を背景に、冬場の需要期に市況が盛り上がり、通期全体でも前期の水準を下回りました。コンテナ船については、北米、欧州、南米の各航路において需給環境の改善を背景にスポット運賃市況の回復が見られました。上記のように、一部回復基調も見られましたが、全体としては勢いが鈍く、本格的回復にまでは至りませんでした。

当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥2.51/US\$円安の¥111.08/US\$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$70/MT上昇しUS\$354/MTとなりました。

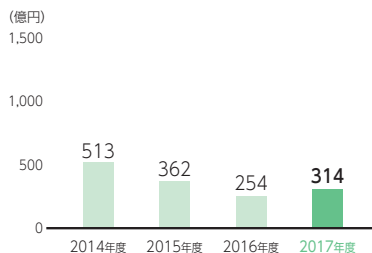
なお、コンテナ船事業統合会社（Ocean Network Express Pte. Ltd.）設立に伴い、次期以降に同社への貸船に関わる損失や当社代理店の整理損失等の発生が見込まれるため、これらの損失の引当を大宗として事業再編関連損失を計上しました。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高1兆6,523億円、営業利益226億円、経常利益314億円といずれも前期を上回ったものの、親会社株主に帰属する当期純損失は△473億円となりました。

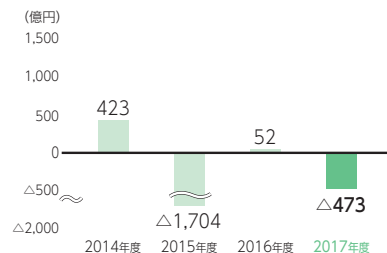
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



(2)財産及び損益の状況

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当連結会計年度)
売上高	1,817,069百万円	1,712,222百万円	1,504,373百万円	1,652,393百万円
経常利益	51,330百万円	36,267百万円	25,426百万円	31,473百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	42,356百万円	△170,447百万円	5,257百万円	△47,380百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	354円16銭	△1,425円05銭	43円95銭	△396円16銭
総資産	2,624,049百万円	2,219,587百万円	2,217,528百万円	2,225,636百万円
純資産	892,435百万円	646,924百万円	683,621百万円	628,044百万円
ROE (自己資本利益率)	5.8%	△25.8%	0.9%	△8.7%
ROA (総資本利益率)	2.1%	1.5%	1.1%	1.4%
自己資本比率	29.8%	24.4%	25.8%	23.0%
ネット・ギアリング・レシオ *(有利子負債－現金・現金同等物)÷自己資本	135%	164%	164%	182%

(注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産、純資産の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2014年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

(3)各事業別の概況

2017年4月1日付の組織再編に伴い、従来、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」としておりました事業領域を、「ドライバルク船事業」、「エネルギー輸送事業」、「製品輸送事業」及び「関連事業」に変更しています。2016年度の数値につきましては、2017年度の事業領域に合わせて組替再表示しています。

ドライバルク船事業

【主な事業内容】

あらゆるドライカーゴ（鉄鉱石や原料炭、穀物、木材、チップ、セメント、肥料、塩など）を運ぶ、ばら積み船や貨物特性に合わせた専用船の保有・運航。

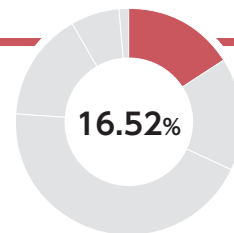
【2017年度の概況】

- ▶ ケープサイズ市況は、上半期は下落が続いたが、夏場以降、旺盛なブラジル積鉄鉱石荷動きを背景に上昇し、堅調に推移。
- ▶ パナマックス市況は、特に大豆・とうもろこし等の南米東岸積穀物貨や、主要貨物である石炭の荷動きも概ね好調であったため、需給が引き締まり、堅調に推移。
- ▶ ハンディマックス船型以下はドライバルク市況の全体的な底上げを受け、概ね堅調に推移。
- ▶ ドライバルク船事業全体では、従前に取り組んだ構造改革の効果もあり安定的に利益を確保。

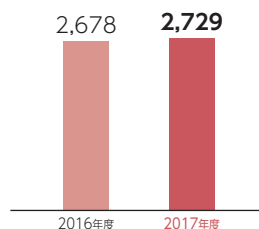
【主な取組み】

- ▶ 国内・海外顧客向け中長期輸送契約を中心とした、新規契約及び延長契約の獲得。（ギニアからのボーキサイト輸送に関する5年契約の新規締結含む）
- ▶ LNG燃料ケープサイズバルカー建造に向けた共同研究・検討の継続。

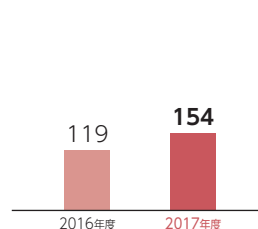
事業別売上高構成比



売上高 (単位：億円)



経常損益 (単位：億円)



ばら積船「DYNA CRANE」



鉄鋼原料船「AZUL BRISA」

エネルギー輸送事業

[主な事業内容]

- ・原油タンカー、ナフサやガソリンなどの石油精製品を運ぶプロダクトタンカー、液体化学品を運ぶケミカルタンカーなどの、油送船の保有・運航。
- ・液化天然ガスを運ぶLNG船の保有・運航、及びFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）・FSRU（浮体式LNG貯蔵再ガス化設備）等の海洋事業の展開。
- ・火力発電用の石炭を運ぶ石炭船の保有・運航。

[2017年度の概況]

●油送船

- ▶原油船市況は、船腹供給の増加やOPEC加盟国減産の浸透等を背景に需給が緩み、冬場の需要期にも大きな上昇が見られず、年間を通して前期の水準を下回った。
- ▶石油製品船市況は、新造船竣工や荷動きの低迷により全般に需給は引き締まらず、前期に比べ低調に推移。LPG船市況は、通期では前期と概ね同水準で推移。
- ▶油送船部門全体では、前期比で減益となったものの、長期契約に基づく安定利益を背景に黒字を計上。

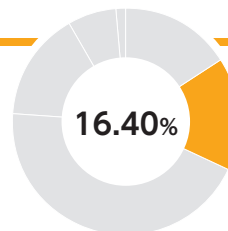
●LNG船・海洋事業

- ▶LNG船部門においては、世界初の砕氷LNG船プロジェクト向け第1船を含む5隻が新たに竣工。既決案件の稼働に伴い安定利益が着実に増加、黒字を計上。
- ▶海洋事業部門は、既存プロジェクトに加えFPSO1隻、FSRU1隻が新たに稼働し始めたこともあり、安定的に利益を確保。

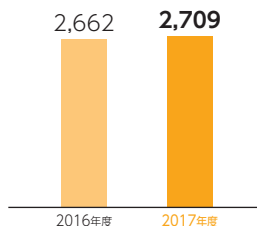
●石炭船

- ▶国内石炭火力発電向け荷動きが堅調に推移し、中長期契約船は高稼働を維持。スポット市況改善により短期契約船の採算も改善し、前期比で増益。

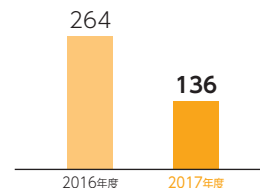
事業別売上高構成比



売上高 (単位：億円)



経常損益 (単位：億円)



FSRU [MOL FSRU CHALLENGER]



VLCC [KIRISHIMA]

[主な取組み]

●油送船

- ▶国内外顧客向け新規契約締結。
- ▶プール運航による運航効率の改善と継続的なコスト削減。

●LNG船

- ▶世界初の砕氷LNG船プロジェクト向け第1船が竣工。ロシア・サベッタ港で初の積荷役を実施。

●海洋事業

- ▶インドで初めての新しい新造FSRU案件（LNG受入ターミナル建設・運営プロジェクト）に参画。
- ▶世界最大のFSRU“MOL FSRU CHALLENGER”が竣工。トルコ向けFSRUプロジェクトに投入。

製品輸送事業

[主な事業内容]

- ・コンテナ船の保有・運航、コンテナターミナルの運営、航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管及び重量物輸送などの「トータル・物流ソリューション」の提供。
- ・完成車、建設機械を運ぶ自動車専用船の保有・運航、及び陸送・ターミナル運営等総合的な自動車輸送サービスの展開。
- ・主として太平洋沿海及び瀬戸内海でのフェリーの運航による、旅客及び貨物輸送。

[2017年度の概況]

●コンテナ船

- ▶北米航路のスポット運賃市況は、荷動きが過去最高のペースで推移する中、年間を通して概ね堅調に推移。
- ▶欧州航路の荷動きは大幅に回復した一方で、各社大型船の就航もあり、スポット運賃市況は安定して推移。
- ▶南米東岸航路は、ブラジル経済の底打ちにより荷動きが急回復し、スポット運賃が春先から急上昇、損益改善に大きく貢献。
- ▶大型船投入によるスペースの増加を活かすため、春先に精力的に年間契約貨物を確保したことから、北米・欧州航路において夏場以降に上昇したスポット運賃市況の享受は限定的。
- ▶コンテナ船事業全体では、大型船投入の効果等により、前期比で損失が縮小。

●自動車船

- ▶完成車の荷動きは、北米・アジア・オセアニア向けが引き続き堅調に推移したものの、資源国向けは資源価格の低迷を背景に回復に遅れ。減船・運航効率改善を進め、前期を上回る黒字を計上。

●フェリー・内航RORO船

- ▶トラックドライバーの不足や高齢化、労務管理の強化を背景としたモーダルシフトの流れの加速により、荷動きは堅調に推移。
- ▶旅客については、カジュアルクルーズをコンセプトとしたプロモーション活動が奏功し、瀬戸内海航路・南九州航路を中心に堅調に推移。
- ▶燃料油高や一部フェリーのトラブルによる長期欠航等により、前期比で減益。

[主な取組み]

●コンテナ船

- ▶東西航路のアライアンスを再編。2017年4月より、5社による「ザ・アライアンス」にてサービス提供開始。
- ▶2018年4月サービス開始に向け、邦船3社による定期コンテナ船統合会社「Ocean Network Express Pte. Ltd.」を設立。
- ▶ターミナル事業において、米国オークランドターミナルの拡張工事、2018年5月開業のベトナムラックフェンターミナルの建設等、順調に進捗。
- ▶ロジスティクス事業において、東南アジア、インド、北米等での商圏拡大に努めると共に、当社グループと高いシナジー効果を見込めるタンクコンテナオペレーターへの資本参加を実施。

●自動車船

- ▶多様化する輸送需要や環境にも対応した、次世代型自動車船「FLEXIEシリーズ」の1番船が竣工。
- ▶老齢船の減船、グループ会社間の本船・スペース融通等によるトレードパターンの変化に対応した運航効率の改善。

●フェリー・内航RORO船

- ▶北海道航路における新造フェリー2隻の就航。
- ▶2018年度就航予定の南九州航路新造フェリー2隻のプロモーション強化。
- ▶「カジュアルクルーズ」の更なる浸透を狙い、ICTを活用した旅客マーケティングの推進。



コンテナ船「MOL TRUTH」



タン・カン・カイメップ
コンテナターミナル（ベトナム）

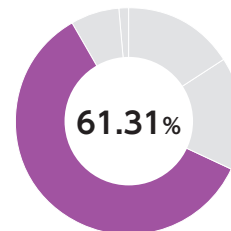


次世代型自動車船「BELUGA ACE」

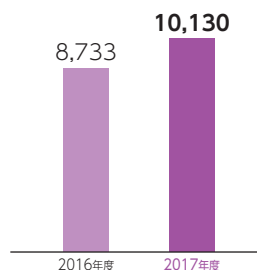


フェリー「さんふらわあ さっぽろ」

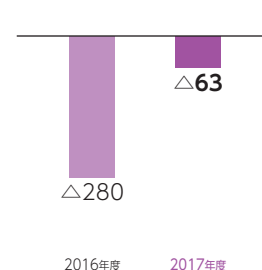
事業別売上高構成比



売上高（単位：億円）

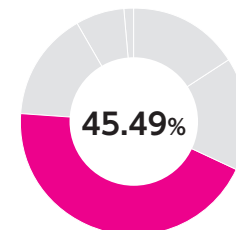


経常損益（単位：億円）

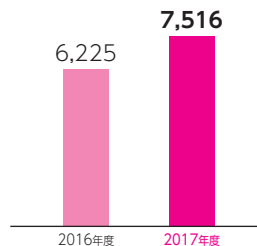


うち、コンテナ船事業

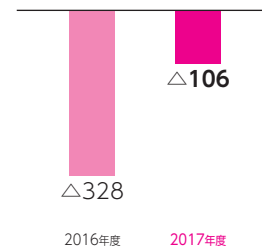
事業別売上高構成比



売上高（単位：億円）



経常損益（単位：億円）



関連事業

[主な事業内容]

不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）、人材派遣業等。

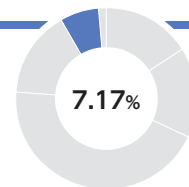
[2017年度の概況]

- ▶客船事業は、にっぽん丸は好調な集客を続けたものの、台風によるクルーズ催行中止等の影響により、前期比で減益。
- ▶不動産事業は、首都圏を中心に堅調な賃貸オフィスマーケットに支えられ、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル株式会社の売上が増加したこと等により、前期比で増益。
- ▶その他の曳船や商社等の業績も総じて堅調に推移。
- ▶関連事業セグメント全体は前期比で増益。

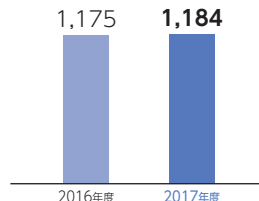
[主な取組み]

- ▶客船事業において、株式会社JTB九州（現株式会社JTB）との共同企画による「飛んでクルーズ九州～九州一周～」を催行。
1航海で九州全7県をつなぎ、運輸・観光業界や地元自治体から高い評価を獲得。
- ▶曳船事業において、LNG燃料タグボートを発注。
2019年4月就航予定。

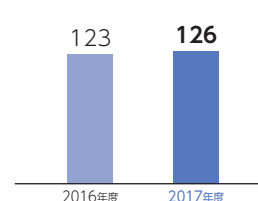
事業別売上高構成比



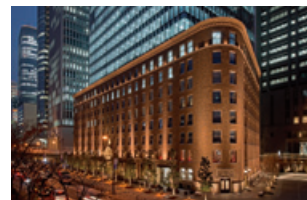
売上高 (単位：億円)



経常損益 (単位：億円)



客船「にっぽん丸」



ダイビル本館

その他

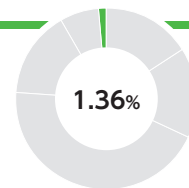
[主な事業内容]

船舶管理業、金融業、造船業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業等。

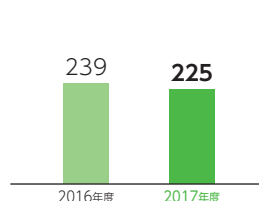
[2017年度の概況]

- ▶主として当社グループのコストセンターであるその他事業は、前期比で増益。

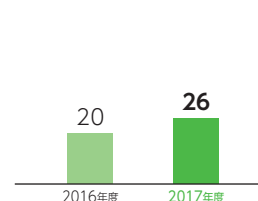
事業別売上高構成比



売上高 (単位：億円)



経常損益 (単位：億円)



(4)資金調達等の状況

①資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金や金融機関からの借入金で手当てしました。

②設備投資の状況

当期中に実施した企業集団の設備投資の総額は、約1,491億円であり、その主なものは船舶であります。

セグメントの名称	設備投資額
ドライバルク船事業	5,912 百万円
エネルギー輸送事業	87,430
製品輸送事業	48,508
うち、コンテナ船事業	21,735
関連事業	5,967
その他	763
調整額	612
計	149,195

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 調整額には、特定のセグメントに帰属しない全社資産を含みます。

なお、ドライバルク船事業、エネルギー輸送事業及び製品輸送事業で船舶の売却を21隻行いました。

船舶の売却

セグメントの名称	隻数	重量トン	帳簿価額
ドライバルク船事業	4	248 千重量トン	1,663 百万円
エネルギー輸送事業	6	682	9,099
製品輸送事業	11	215	16,136
うち、コンテナ船事業	1	62	3,590
計	21	1,145	26,900

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5)会社の経営戦略と対処すべき課題

経営計画

ローリングプラン 2018

当社は2017年度をスタートとする経営計画「ローリングプラン2017」を策定し、財務規律を意識しながら当社グループが競争優位にある事業・プロジェクトに経営資源を優先的に投入し、将来の安定利益の積み増しを図ってまいりました。

2018年度はこの方向性を踏襲し、更に取り組み内容を深度化させた「ローリングプラン2018」を策定しました。10年後のありたい姿に向けて、3つの長期目標（ストレスフリーなサービスの提供、環境・エミッションフリー事業のコア事業化、競争力No.1事業の集合体）を柱として、以下の施策を実行してまいります。

商船三井グループの10年後のありたい姿

- 世界中で「お客様にとって使い勝手がよくストレスフリーなサービス」を提供し、「いつもお客様の傍にいる強くしなやかな存在」をめざす。
- 環境・エミッションフリー事業をコア事業のひとつに育てる。
- 相対的に強い事業の選択と集中を行い、「競争力No.1事業の集合体」になる。

ありたい姿達成のための戦略

① 投資・事業戦略

- ・ 2017年度に引き続き、新規投資を優先度が高い案件に絞り、投資と財務規律の両立を図る。
- ・ 海運部門においては、当社が強みを持つ事業分野、及び安定利益が見込める事業分野に効果的な経営資源の投入を行う。
- ・ 海洋事業、フェリー事業、ロジスティクス事業等の海運関連部門では、成長の見込める事業分野の拡大・強化を目指す。

② 長期目標の深度化と価格競争力の強化

- ・従来の営業活動の枠組みを超えてお客様のニーズを把握し、デジタル技術も活用したソリューション（ストレスフリーなサービス）を提供する。
- ・お客様の声を受け、当社の価格競争力向上に向けた船隊コストや事務コストの競争力を高める。
- ・目標達成に向けた施策を強力に推進していくための組織・体制の見直し。

③ 長期目標を支える重点強化項目のテーマ絞り込み

重点強化項目として、海技力強化、ICT活用、技術開発、環境・エミッションフリー事業とこれらを有機的に結びつける働き方改革推進の計5項目の取組みを継続し、活動2年目となる2018年度は、それぞれの項目において注力テーマを絞り込み、具体化に向けた取組みを推進する。

中長期的利益水準・財務指標、株主還元（ローリングプラン2017から継続）

中長期的利益水準・財務指標

	中期的にイメージする水準	2027年目標
経常利益	800～1,000億円	1,500～2,000億円
ROE	8～12%	—
ギアリングレシオ	2.0倍以下	1.0倍

コンテナ船事業統合により同事業の損益改善・黒字化を実現すると共に、ドライバルク船・油送船や成長分野であるLNG船・海洋事業においては、投資効率に十分留意しつつ中長期契約に基づく安定利益を一層積み上げていきます。加えて当社が強みを持つケミカル船やフェリー等においても事業を拡大・強化し、これらの施策を通じて、損益並びに財務指標の改善に道筋をつけてまいります。

株主還元

当面は連結配当性向20%を目安とし、中長期的課題として配当性向の向上に取り組む。

定期コンテナ船事業統合

定期コンテナ船事業統合後、Ocean Network Express社は当社にとって出資比率31%の持分法適用会社となりますが、コンテナ船事業は、引き続き当社にとってコア事業の一つと位置づけています。

当社はOcean Network Express社の持株会社の取締役6名中2名を派遣しており、今後もこの持株会社を通じたガバナンスを強化していく所存です。



出資比率31%

ONE持株会社

持株会社を通じた
ガバナンスを確立



Operational
Efficiency



Economy of
Scale



競争力
(収益力)

3社のベストプラクティス

各社のベストプラクティスを融合させることにより、新たなシナジーを創出すると共に、事業効率を向上させる

3社の統合規模

3社の事業規模を合算することにより、スケールメリットを実現

年間約1,100億円のシナジー

年間約1,100億円の統合効果を実現し、収益安定化を目指す

- 全世界240隻の船舶を運航し、世界90カ国を超える広範囲なネットワークを構築
- 最新のITテクノロジーを活用し、利便性が高く、革新的なコンテナターミナルの運営
- 競争に耐えうる規模を持ちつつも、きめ細やかなサービスが提供できる機動力を兼ね備えた企業を目指す
- 品質、信頼性、イノベーション、顧客満足をコアバリューとし、チームワークとベストプラクティスを尊重する組織を目指す

技術革新本部の新設

当社は新たな取組みとして、「技術革新本部」を新設しました。「ストレスフリーなサービスの提供」の実現に向け、技術開発先行だけでなく、お客様の潜在ニーズを掘り起こした上でこれに技術的なシーズをマッチさせ、新たな物流革命を起こしていくことを目指してまいります。当面は以下3つの分野について重点的に取り組む方針です。

LNG燃料船の推進

- ・ 目的：①NOx・SOx規制強化への対策
②LNG燃料の普及による地球温暖化防止
- ・ ドライバルク船・自動車船・フェリーなどでLNG燃料船の建造を検討中
- ・ LNG燃料供給船を2020年竣工予定で建造中



次世代を担うLNG燃料船

ウィンドチャレンジャープロジェクトの推進

- ・ ウィンドチャレンジャー＝風力を利用した帆を主体に
推進機が補助する次世代の帆船
- ・ 2018年に帆の搭載船を決定、詳細設計を実施の上、2020年の搭載を目指す



風力を利用した次世代の帆船

自律航行の推進

- ・ 目的：①ヒューマンエラーの防止
②将来の船員不足への対応
③貨物の状態の可視化やタイムリーな運航情報の共有などの
サービス品質向上
④最適航路選定による環境負荷低減など
- ・ 2025～2030年頃に向けて自律航行の実現を目指す



高精度の障害物認識システム

対処すべき課題

2016年10月に合意した日本郵船株式会社、川崎汽船株式会社との定期コンテナ船事業統合について、これまで鋭意準備を進めてきましたが、2018年4月1日に統合新会社Ocean Network Express社が営業を開始しました。今後、同社が早期に統合によるシナジー効果を実現できるよう、適切なガバナンスの下、株主として同社の事業基盤確立に向け協力してまいります。

なお、当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に引き続き取り組んでまいります。

(6)主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

世界的な規模において不定期船、各種専用船、油送船、LNG船及びコンテナ船による海上貨物運送を行い、運賃、貸船料及び運航手数料等を収受する海運業、海洋事業、倉庫業及び不動産賃貸業など。

(7)主要な拠点等 (2018年3月31日現在)

①当社

本店・本社 (東京都)
名古屋支店 (愛知県)、関西支店 (大阪府)、九州支店 (福岡県)、広島事務所 (広島県)、北京駐在員事務所 (中国)

②子会社

■国内の主要拠点

東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県

■海外の主要拠点

米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ブラジル、チリ、ペルー、英国、ドイツ、オランダ、ベルギー、ポーランド、チェコ、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ、中国、台湾、韓国、フィリピン、ベトナム、カンボジア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、パキスタン、タイ、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド

(8)企業集団の船腹量 (2018年3月31日現在)

区 分	ドライバルク船 事業		エネルギー 輸送事業		製品輸送事業				関連事業		そ の 他		合 計	
	ドライバルク船		油送船・LNG船 ・石炭船(*)		うち、コンテナ船				客 船		そ の 他			
	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン
保 有 船	49	千重量トン 4,676	121	千重量トン 13,557	74	千重量トン 1,974	14	千重量トン 1,106	1	千重量トン 5	0	千重量トン 0	245	千重量トン 20,212
備 用 船	247	21,965	141	6,992	150	7,582	77	6,367	0	0	2	13	540	36,551
運航受託船	0	0	10	472	0	0	0	0	0	0	0	0	10	472
計	296	26,641	272	21,020	224	9,556	91	7,474	1	5	2	13	795	57,235

(*) 内航船(内航RORO船以外)を含む

(9)従業員の状況 (2018年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
ドライバルク船事業	215(31) 名
エネルギー輸送事業	703(82)
製品輸送事業	6,910(599)
うち、コンテナ船事業	5,846(468)
関連事業	2,085(1,504)
そ の 他	594(52)
全 社 (共 通)	321(71)
計	10,828(2,339)
前 期 末	10,794(2,235)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当期の平均人数を外数で記載しております。

(注2) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
陸 上 663 名	△7 名	39.4 歳	15.9 年
海 上 312	16	32.0	10.6
計 975	9	37.0	14.2

(注1) 陸上従業員数には、社外出向者369名、嘱託他214名を含んでいません。

(注2) 海上従業員数には、社外出向者5名、嘱託他41名を含んでいません。

(10)重要な子会社の状況 (2018年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイビル株式会社	12,227 ^{百万円}	* 51.06 %	不動産業
株式会社宇徳	2,155	* 67.42	港湾運送業
商船三井客船株式会社	100	100.00	海運業
商船三井近海株式会社	660	100.00	海運業
商船三井テクノトレード株式会社	490	100.00	燃料油、船用資材、機械販売業
商船三井ロジスティクス株式会社	756	75.06	航空運送代理店業等
株式会社フェリーさんふらわあ	100	99.00	海運業
日産専用船株式会社	640	90.00	海運業
商船三井フェリー株式会社	1,577	100.00	海運業
Phoenix Tankers Pte. Ltd.	379,311 ^{千米ドル}	100.00	海運業
MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.	138,017 ^{千シンガポールドル}	100.00	海運業
T r a P a c , L L C	—	* 51.00	港湾運送業

(注1) 記載金額は、百万円、千米ドル、千シンガポールドル未満を切捨てて表示しています。

(注2) 「出資比率」は、実質出資比率を表示しています。

*印は子会社による出資分を含む比率です。

(11)重要な関連会社の状況 (2018年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Ocean Network Express Pte. Ltd.	800,000 ^{千米ドル}	* 31.00 %	海運業

(注1) 記載金額は、千米ドル未満を切捨てて表示しています。

(注2) 「出資比率」は、実質出資比率を表示しています。

*印は関連会社による出資分を含む比率です。

(12)当社の主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	76,430 ^{百万円}
株式会社日本政策投資銀行	51,149
三菱UFJ信託銀行株式会社	39,980
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,511
株式会社みずほ銀行	26,509
三井住友信託銀行株式会社	24,390

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(注2) 2018年4月1日、「株式会社三菱東京UFJ銀行」は、行名が「株式会社三菱UFJ銀行」へ変更となっています。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

※当社は、2017年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

また、同日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うとともに、発行可能株式総数についても3,154,000千株から315,400千株に変更いたしました。

その結果、発行済株式の総数は1,206,286,115株から120,628,611株となりました。

- (1)発行可能株式総数 315,400,000株
 (2)発行済株式の総数 120,628,611株 (うち自己株式数 1,031,772株)
 (3)当事業年度末の株主数 86,927名
 (4)大株主

株主名	持株数	持株比率
1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,706 ^{千株}	5.61%
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,392	5.34
3. ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーティー アカウト	4,807	4.02
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,679	3.91
5. 三井住友海上火災保険株式会社	3,016	2.52
6. 株式会社三井住友銀行	3,000	2.51
7. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sホールディングス退職給付信託口)	2,931	2.45
8. HSBC BANK PLC A/C CLIENTS 1	2,450	2.05
9. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,289	1.91
10. STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	2,256	1.89

(注1) 持株数は、千株未満を切捨てて表示しています。

(注2) 上記各信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式を含んでいます。

(注3) 持株比率は自己株式 (1,031,772株) を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	武 藤 光 一		一般社団法人 日本船主協会 会長
代表取締役 社長執行役員	池 田 潤一郎		
代表取締役 副社長執行役員	田 邊 昌 宏	全般社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー、製品輸送営業本部長、定航部／港湾・ロジスティクス事業部／新規事業・グループ経営推進部管掌、内部監査室／総務部担当	
取 締 役 専務執行役員	高 橋 静 夫	チーフインフォメーションオフィサー、安全運航本部 副本部長、秘書室／経営企画部／スマート SHIPPING 推進室／商船三井システムズ株式会社担当	
取 締 役 専務執行役員	橋 本 剛	エネルギー輸送営業本部長、石炭船部／LNG船部管掌、エネルギー営業戦略室／燃料室／海洋事業部担当	
取 締 役 常務執行役員	丸 山 卓	財務部／経理部／IR室担当	
取 締 役	松 島 正 之		後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	藤 井 秀 人		後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	勝 悦 子		後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載
常勤監査役	中 島 孝		株式会社宇徳 監査役
常勤監査役	実 謙 二		
監 査 役	伊 丹 敬 之		後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載
監 査 役	山 下 英 樹		後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載

(注1) 取締役 松島正之、藤井秀人、勝悦子の各氏は、社外取締役であり、各氏は上場証券取引所の定める独立役員要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」(16ページ)における独立性要件を満たしています。

(注2) 監査役 実謙二氏は、経営企画・経理・IR部門での長年の経験から、ESG及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注3) 監査役 伊丹敬之及び山下英樹の両氏は、社外監査役であり、両氏は上場証券取引所の定める独立役員要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」(16ページ)における独立性要件を満たしています。

(注4) 監査役 伊丹敬之氏は、経営学の専門家として経営戦略などの実践的研究を通じて企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

- (注5) 監査役 山下英樹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- (注6) 2017年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 永田健一氏及び、監査役 太田威彦氏が任期満了により退任いたしました。
- (注7) 2018年3月31日現在の執行役員は次のとおりです（取締役の兼務者を除く）。

執行役員（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	小 野 晃 彦	製品輸送営業本部 副本部長、定航部担当
専務執行役員	光 田 明 生	エネルギー輸送営業本部 副本部長、油送船部／タンカー安全管理室担当、燃料室担当補佐
常務執行役員	小 西 俊 哉	製品輸送営業本部 副本部長、欧州・アフリカ・米州地域担当、港湾・ロジスティクス事業部担当、米州総代表 委嘱
常務執行役員	尾 本 直 俊	製品輸送営業本部 副本部長、自動車船部担当
常務執行役員	川 越 美 一	技術部担当、スマート SHIPPING 推進室担当補佐
常務執行役員	八 嶋 浩 一	製品輸送営業本部 副本部長、関西地区担当、人事部／新規事業・グループ経営推進部担当
常務執行役員	赤 坂 光 次 郎	アジア・中東・大洋州地域担当、アジア・中東・大洋州総代表委嘱、MOL (Asia Oceania) Pte. Ltd. Managing Director 委嘱
常務執行役員	田 中 利 明	ドライバルク営業本部長、ドライバルク営業統括室／ドライバルク船一部／ドライバルク船二部／ドライバルク船スーパーバイジング室担当
常務執行役員	加 藤 雅 徳	安全運航本部長、人事部／海上安全部担当、スマート SHIPPING 推進室担当補佐
執行役員	松 坂 顕 太	エネルギー輸送営業本部 副本部長、LNG船部／LNG船安全統括室担当、海洋事業部担当補佐
執行役員	小 林 正 則	安全運航本部 副本部長、ドライバルク船スーパーバイジング室／タンカー安全管理室／LNG船安全統括室担当、海上安全部／スマート SHIPPING 推進室担当補佐
執行役員	日 野 岳 穰	定航部長 委嘱
執行役員	小 池 正 人	油送船部長 委嘱
執行役員	市 川 香 代	コーポレートコミュニケーション／ダイバーシティ推進／働き方改革担当、広報室担当、経営企画部／人事部／IR室担当補佐
執行役員	伊 勢 川 光	新規事業・グループ経営推進部長 委嘱
執行役員	篠 田 敏 暢	財務部長 委嘱
執行役員	鋤 田 博 文	ドライバルク営業本部 副本部長／エネルギー輸送営業本部 副本部長、石炭船部担当、ドライバルク船二部担当補佐
執行役員	塩 津 伸 男	ドライバルク船一部長 委嘱

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

当社は、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動するよう、役員報酬体系を策定しています。

また、社外取締役全員（3名）に、取締役会の決議により決定した代表取締役会長執行役員及び代表取締役社長執行役員を加えた各委員により構成され、社外取締役が委員長を務める「報酬諮問委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の報酬及び待遇の体系や算定方法、並びに個人別の報酬及び待遇の内容につき審議を行っています。

これらに基づき、役員報酬は、「月例報酬」、単年度の業績を反映した「賞与」、中長期の企業価値と連動する「ストックオプション報酬」で構成しています。「月例報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて、毎月定額を支給しています。「賞与」につきましては、全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しています。「ストックオプション報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて毎年8月に付与しています。

監査役の報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めています。監査役には、賞与・ストックオプションは付与していません。

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬額の総額
		月例報酬	賞 与	ストックオプション	
取 締 役 (社外取締役を含む)	10 名	320 百万円	— 百万円	45 百万円	366 百万円
監 査 役 (社外監査役を含む)	5	83	—	—	83
計	15	404	—	45	450

(注1) 上記には、2017年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名、社内監査役1名に係る報酬が含まれています。

(注2) 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は56百万円です。

(注3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(4)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職の状況

[社外取締役]

氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
松島正之	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、金融界における長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	インテグラル株式会社 常勤顧問 日揮株式会社 社外取締役 太陽有限責任監査法人 経営評議会委員 谷口パートナーズ 国際会計・税務事務所 シニア・アドバイザー
藤井秀人	当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、社外取締役としての客観的視点から、我が国の経済運営や政策金融に関する長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	住友商事株式会社 顧問
勝悦子	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、主として国際金融論における専門家としての知識と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	明治大学政治経済学部 教授 一般財団法人進学基準研究機構 理事 国際大学協会 (IAU) 理事 日米教育委員会 委員

[社外監査役]

氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
伊丹敬之	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に経営学者としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	国際大学 学長 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外監査役
山下英樹	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	山下・遠山法律特許事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役

(注) 当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)	科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	2018年3月31日現在	2017年3月31日現在		2018年3月31日現在	2017年3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
資産の部			負債の部		
流動資産	480,036	481,477	流動負債	478,287	383,456
現金及び預金	192,797	177,145	支払手形及び営業未払金	131,405	125,118
受取手形及び営業未収金	125,851	130,420	短期社債	31,872	20,000
有価証券	500	12,800	短期借入金	180,539	133,155
たな卸資産	38,679	36,358	コマーシャル・ペーパー	5,000	—
繰延及び前払費用	61,918	60,888	未払法人税等	6,395	6,642
繰延税金資産	1,334	1,273	前受金	34,409	32,258
その他流動資産	59,357	63,020	繰延税金負債	590	1,188
貸倒引当金	△401	△428	賞与引当金	4,567	4,402
固定資産	1,745,599	1,736,051	役員賞与引当金	186	153
有形固定資産	1,290,929	1,323,665	契約損失引当金	15,879	1,239
船舶	776,554	756,930	事業再編関連損失引当金	7,068	—
建物及び構築物	148,598	153,767	その他流動負債	60,372	59,297
機械装置及び運搬具	31,581	26,630	固定負債	1,119,304	1,150,450
器具及び備品	4,137	5,366	社債	175,748	210,595
土地	221,045	221,342	長期借入金	706,944	738,163
建設仮勘定	106,128	156,935	長期リース債務	15,977	18,371
その他有形固定資産	2,884	2,693	繰延税金負債	55,225	56,678
無形固定資産	30,163	31,287	退職給付に係る負債	12,909	12,445
投資その他の資産	424,506	381,097	役員退職慰労引当金	1,487	1,459
投資有価証券	114,568	106,350	特別修繕引当金	20,647	18,566
関係会社株式	159,958	125,628	契約損失引当金	50,933	226
長期貸付金	73,403	62,796	環境対策引当金	620	620
長期前払費用	6,388	6,824	その他固定負債	78,810	93,325
退職給付に係る資産	18,811	15,390	負債合計	1,597,591	1,533,907
繰延税金資産	3,212	3,535	純資産の部		
その他長期資産	50,583	62,661	株主資本	410,620	459,226
貸倒引当金	△2,421	△2,089	資本金	65,400	65,400
資産合計	2,225,636	2,217,528	資本剰余金	45,385	45,382
			利益剰余金	306,642	355,263
			自己株式	△6,807	△6,820
			その他の包括利益累計額	100,621	112,757
			その他有価証券評価差額金	33,400	28,353
			繰延ヘッジ損益	37,873	54,326
			為替換算調整勘定	23,442	27,178
			退職給付に係る調整累計額	5,905	2,898
			新株予約権	2,026	2,447
			非支配株主持分	114,776	109,190
			純資産合計	628,044	683,621
			負債純資産合計	2,225,636	2,217,528

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日
	金 額	金 額
売上高	1,652,393	1,504,373
売上原価	1,513,736	1,388,264
営業総利益	138,656	116,109
販売費及び一般管理費	115,972	113,551
営業利益	22,684	2,558
営業外収益		
受取利息	7,976	5,918
受取配当金	6,661	6,021
持分法による投資利益	—	5,543
その他営業外収益	20,765	28,054
営業外収益計	35,402	45,538
営業外費用		
支払利息	20,413	19,037
持分法による投資損失	3,428	—
その他営業外費用	2,771	3,633
営業外費用計	26,613	22,670
経常利益	31,473	25,426
特別利益		
固定資産売却益	16,979	6,125
その他特別利益	4,587	29,080
特別利益計	21,566	35,206
特別損失		
固定資産処分損	3,507	2,186
事業再編関連損失	73,476	—
その他特別損失	4,764	35,142
特別損失計	81,748	37,328
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△28,709	23,303
法人税、住民税及び事業税	10,729	13,323
法人税等調整額	2,002	△625
当期純利益又は当期純損失 (△)	△41,440	10,605
非支配株主に帰属する当期純利益	5,939	5,348
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△47,380	5,257

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)	科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	2018年3月31日現在 金 額	2017年3月31日現在 金 額		2018年3月31日現在 金 額	2017年3月31日現在 金 額
資産の部			負債の部		
流動資産	358,725	355,273	流動負債	402,385	317,710
現金及び預金	115,014	115,443	営業未払金	104,129	102,086
営業未収金	77,300	85,166	短期社債	31,872	20,000
短期貸付金	56,938	34,245	短期借入金	190,432	141,909
立替金	4,716	4,910	未払金	12,936	11,336
有価証券	500	12,800	前受金	26,018	25,346
貯蔵品	29,395	27,241	代理店債務	1,971	2,725
繰延及び前払費用	44,792	44,838	賞与引当金	1,874	1,775
代理店債権	16,754	15,074	役員賞与引当金	26	18
その他流動資産	13,694	15,880	事業整理損失引当金	—	2,753
貸倒引当金	△380	△326	契約損失引当金	15,465	1,145
固定資産	703,925	700,478	事業再編関連損失引当金	6,414	—
有形固定資産	134,931	128,668	その他流動負債	11,243	8,614
船舶	79,989	77,207	固定負債	487,591	501,671
建物	9,701	10,320	社債	95,748	130,595
構築物機械装置	442	520	長期借入金	289,775	314,992
車両運搬具	0	18	長期未払金	15,360	23,988
器具及び備品	595	1,095	繰延税金負債	14,462	12,809
土地	16,436	16,694	退職給付引当金	8	8
建設仮勘定	25,794	20,650	債務保証損失引当金	11,911	7,754
その他有形固定資産	1,970	2,161	契約損失引当金	50,502	226
無形固定資産	10,527	12,182	その他固定負債	9,822	11,295
投資その他の資産	558,466	559,627	負債合計	889,977	819,382
投資有価証券	83,977	78,250	純資産の部		
関係会社株式及び出資金	260,206	224,908	株主資本	144,914	212,081
長期貸付金	125,739	163,035	資本金	65,400	65,400
長期前払費用	10,823	12,087	資本剰余金	44,371	44,371
長期リース債権	77,876	82,959	資本準備金	44,371	44,371
その他投資等	11,185	10,786	利益剰余金	41,951	109,131
貸倒引当金	△11,342	△12,399	利益準備金	8,527	8,527
資産合計	1,062,651	1,055,752	その他利益剰余金	33,423	100,604
			特別償却準備金	3	4
			圧縮記帳積立金	926	944
			別途積立金	111,630	111,630
			繰越利益剰余金	△79,136	△11,975
			自己株式	△6,809	△6,822
			評価・換算差額等	25,732	21,840
			その他有価証券評価差額金	28,485	24,480
			繰延ヘッジ損益	△2,752	△2,639
			新株予約権	2,026	2,447
			純資産合計	172,673	236,370
			負債純資産合計	1,062,651	1,055,752

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日	自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日
	金 額	金 額
売上高		
海運業収益		
運賃	928,479	786,616
貸船料	253,165	229,934
その他海運業収益	39,868	34,700
計	1,221,514	1,051,251
その他事業収益	1,060	949
売上高計	1,222,574	1,052,200
売上原価		
海運業費用		
運航費	534,412	457,251
船費	14,843	14,973
借船料	503,311	453,985
その他海運業費用	131,141	118,453
計	1,183,709	1,044,663
その他事業費用	718	668
売上原価計	1,184,427	1,045,332
営業総利益	38,146	6,868
一般管理費	35,318	34,319
営業利益又は営業損失(△)	2,828	△27,450
営業外収益		
受取利息及び配当金	24,877	44,402
為替差益	—	2,989
その他営業外収益	900	1,433
営業外収益計	25,777	48,825
営業外費用		
支払利息	7,432	5,894
為替差損	1,954	—
その他営業外費用	1,474	2,360
営業外費用計	10,861	8,254
経常利益	17,744	13,119
特別利益		
固定資産売却益	476	26
投資有価証券売却益	535	1,484
関係会社株式売却益	89	6
関係会社清算益	43	30
貸倒引当金戻入額	—	31
備解解約金	32	41
関係会社整理損失引当金戻入額	—	4,176
契約損失引当金戻入額	671	—
新株予約権戻入益	579	317
その他特別利益	823	253
特別利益計	3,251	6,368
特別損失		
固定資産処分損	2,236	700
関係会社株式評価損	389	12,751
債務保証損失引当金繰入額	3,296	3,073
貸倒引当金繰入額	22	2,467
減損損失	—	5,280
事業再編関連損失	72,821	—
その他特別損失	3,301	1,499
特別損失計	82,068	25,774
税引前当期純損失 (△)	△61,072	△6,285
法人税、住民税及び事業税	728	3,798
法人税等調整額	4,135	△134
当期純損失 (△)	△65,936	△9,950

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薊 和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 尚志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 商船三井の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薊 和彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川上尚志 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 戸谷且典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 商船三井の2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの2017年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、2017年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実として指摘すべき事項は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは、2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象となっており、また、米国等においては当社グループに対する集団訴訟が提起されております。監査役会としては、独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に向けた取締役の取り組み状況について引き続き監視・検証してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

株式会社商船三井 監査役会

常勤監査役 中島 孝 ㊟

常勤監査役 実 謙 二 ㊟

社外監査役 伊丹敬之 ㊟

社外監査役 山下英樹 ㊟

以上



「スマート招集」サービスのご案内

当社では、株主様とのコミュニケーションの更なる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、スマートフォン・タブレット・パソコンでご覧いただける「スマート招集」を導入しております。

下記のURLまたはQRコード®よりアクセスいただきご参照ください。

<http://p.sokai.jp/9104/>



スマートフォン・タブレット・パソコンからでも招集通知がご覧いただけます。

「スマート招集」の特徴

- ① **「いつでも・どこでも」スマートフォンから招集通知を閲覧可能**
スマートフォンから「いつでも・どこでも」招集通知にアクセス可能。株主の皆様の閲覧の利便性を向上しました。
- ② **招集通知の内容を「わかりやすく・読みやすく」コンパクトにビジュアル化**
スマートフォン専用画面で招集通知の内容をコンパクトに抜粋・ビジュアル化。株主の皆様に招集通知の要点をわかりやすくお伝えします。
- ③ **議決権行使が可能**
「いつでも・どこでも」議決権行使が可能。株主の皆様の議決権行使が容易になりました。

「スマート招集」のイメージ図



本サービスは、株主様の利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

株 主 メ モ

事 業 年 度 4月1日～翌年3月31日

定 時 株 主 総 会 毎年6月

定 時 株 主 総 会 毎年3月31日

基 準 日 期 末 配 当 毎年3月31日

中 間 配 当 毎年9月30日

上 場 金 融 商 品 取 引 所 東京証券取引所

株 主 名 簿 管 理 人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵 便 物 送 付 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 照 会 先  0120-782-031 (フリーダイヤル)

インターネット
ホームページ URL <http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>

公 告 の 方 法 当社ホームページに掲載します (URL [アドレス] は以下のとおりです)。

<http://www.mol.co.jp/>

但し、事故、その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載します。

■ 株主総会会場のご案内 ■

日時 2018年6月26日(火曜日) 午前10時

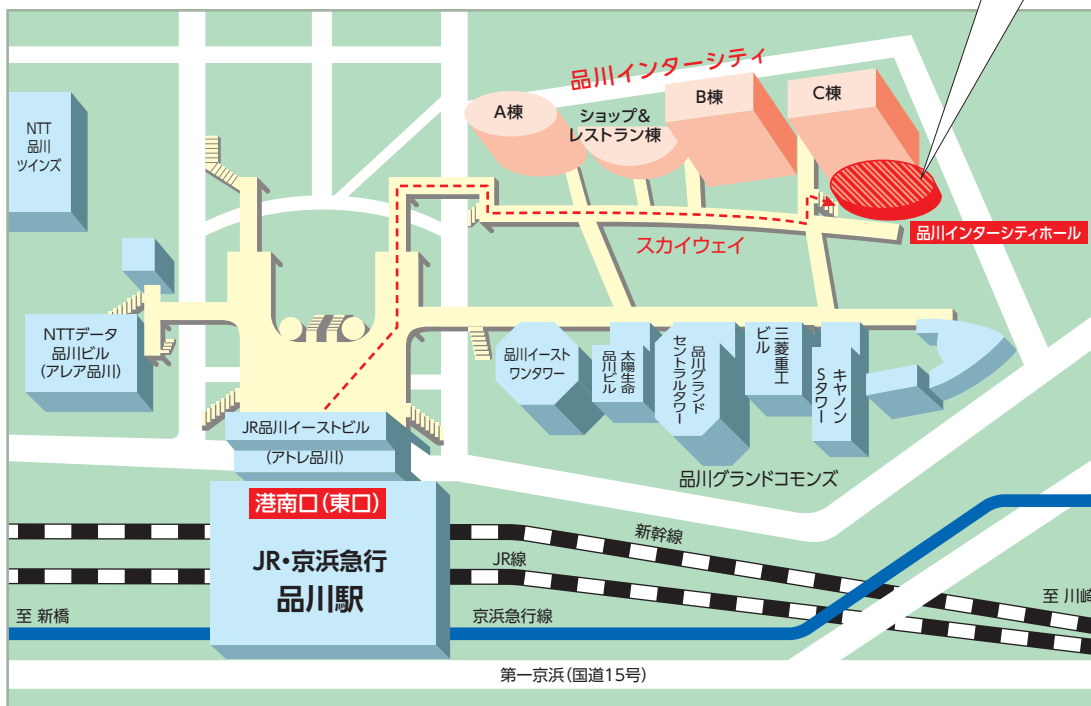
(受付開始 午前9時)

会場 東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール
 電話 (03) 5479-0750 (当日のみ)

交通 品川駅 **港南口** から
 徒歩約10分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
 スマートフォンがご案内します。
 スマートフォンで
 QRコード®を読み取りください。



2018年5月30日

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

発 行 日	2008年8月8日	2009年8月14日	2010年8月16日	2011年8月9日	2012年8月13日
保 有 人 数	1名	1名	1名	2名	1名
当社取締役(社外取締役を除く)	1名	1名	1名	1名	1名
当 社 社 外 取 締 役	0名	0名	0名	1名	0名
当 社 監 査 役	なし	なし	なし	なし	なし
新 株 予 約 権 の 数	40個	40個	100個	120個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000株	普通株式 4,000株	普通株式 10,000株	普通株式 12,000株	普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 15,690円	1株当たり 6,390円	1株当たり 6,420円	1株当たり 4,680円	1株当たり 2,770円
新株予約権の権利行使期間	2009年7月25日から 2018年6月24日まで	2011年7月31日から 2019年6月22日まで	2012年7月31日から 2020年6月21日まで	2013年7月26日から 2021年6月22日まで	2014年7月28日から 2022年6月21日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

発 行 日	2013年8月16日	2014年8月18日	2015年8月17日	2016年8月15日	2017年8月15日
保 有 人 数	4名	4名	6名	8名	9名
当社取締役(社外取締役を除く)	3名	3名	5名	5名	6名
当 社 社 外 取 締 役	1名	1名	1名	3名	3名
当 社 監 査 役	なし	なし	なし	なし	なし
新 株 予 約 権 の 数	158個	180個	322個	380個	420個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,800株	普通株式 18,000株	普通株式 32,200株	普通株式 38,000株	普通株式 42,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 4,470円	1株当たり 4,120円	1株当たり 4,270円	1株当たり 2,420円	1株当たり 3,780円
新株予約権の権利行使期間	2015年8月2日から 2023年6月20日まで	2016年8月2日から 2024年6月23日まで	2017年8月1日から 2025年6月20日まで	2018年8月1日から 2026年6月19日まで	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新株予約権の行使の条件	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 当社役員として付与された新株予約権を記載しています。

(注3) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

発 行 日	2017年8月15日
交 付 さ れ た 人 数	86名
当社執行役員（当社役員を兼ねている者を除く）	18名
当社使用人（当社役員・執行役員を兼ねている者を除く）	33名
当社の子会社の役員及び使用人 （当社役員・執行役員・使用人を兼ねている者を除く）	35名
新 株 予 約 権 の 数	1,150個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 115,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株当たり 3,780円
新 株 予 約 権 の 権 利 行 使 期 間	2019年8月1日から 2027年6月25日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(注1)

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社使用人等の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されています。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」及び「2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」を次の要領にて発行しています。

「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」

発行日	2014年4月24日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,649,717株
転換価額	53.10米ドル
新株予約権の権利行使期間	2014年5月8日から 2018年4月10日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

「2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」

発行日	2014年4月24日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,184,100株
転換価額	47.80米ドル
新株予約権の権利行使期間	2014年5月8日から 2020年4月9日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「転換価額」は調整されています。

事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			108
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			232

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりです。

(最終改定 2018年4月27日)

① 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行うこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス実現のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、eラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督促する。
- (f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行う。
- (g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (h) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。

② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
- (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。
- (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び備船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

- (b) 船舶の安全運航
経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
 - (c) 市場リスク
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。
- ⑤ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
 - (b) 経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
 - (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
 - (b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部長に代わり担当役員がこれを行う。
 - (c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス規程に基づく報告・相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
 - (d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- ⑧ 監査役職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項
- (a) 監査役職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
 - (b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
 - (c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼任しない。
- ⑨ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。
 - (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
 - (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
 - (d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
 - (e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス

- (a) 当社は、当社役職員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとする各種規程を整備しています。また、当社役職員を対象に、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、社内研修、講習会、e-ラーニング研修の開催等の活動を行っています。
- (b) 部室店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括すると共にコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフコンプライアンスオフィサーを設置し、コンプライアンスについての責任者を明確にしています。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為についての処置の決定等の役割を果たしています。
- (c) 当社及び当社グループ会社の役職員からの相談・報告を受け付ける窓口としてコンプライアンス社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しています。違反行為が報告、発見された場合は、速やかに必要な是正措置を講じます。また、相談窓口への報告・相談についての秘密を厳守すると共に当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証しています。

② コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営の最高方針の審議、決議や経営の監督等を行っております。当期は取締役会を10回開催しました。
- (b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。
- (c) 取締役会が重要案件に集中できるよう、取締役会の決定に基づく経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定しています。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っています。
- (d) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っています。

③ リスクマネジメント

- (a) 当社は、経営会議の予備審査機関として原則毎週開催される投融资委員会を設置し、リスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映させています。
- (b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したものを定期的に取締役会に報告しています。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたリスク量を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図っています。
- (c) 船舶運航に関するリスク予防のため、全運航船を対象とした当社独自の安全基準に基づく定期的な検船活動、安全の担い手となる海技者の確保・育成等の取組みを行っております。これらの取組みにより当社グループ運航船の安全運航を図ると共に、人の能力を補完し、安全運航を担保するため、ICT等の最新技術の取入れに向けた研究開発等の取組みを行っています。
- (d) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認しています。

④ 当社グループ会社管理

- (a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、当社グループ会社の適正な管理を目指しています。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とすると共に、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行っており、当社グループ全体の企業価値の向上を図っています。さらに、毎年2回会長、社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っています。当社はこれらの取組みにより、当社グループ会社の経営管理を行っています。
- (b) 当社グループ会社は独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築しています。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則り、速やかに対処し、再発防止策を実施すると共に、当社においても当社コンプライアンス委員会への報告等必要な対応を行います。

⑤ 監査役

- (a) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役付を設置し、専任の使用人1名を配しています。当該使用人については、取締役からの独立性と監査役による指示の実効性確保のため、人事評価には監査役の、人事異動には監査役会の同意を得て決定しています。

(b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投融资委員会をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査実施を担保しています。さらに、監査役には定期的に取締役、執行役員と会合を持ち、経営課題やリスクに関する認識を共有し、適正な業務の確保に努めています。

⑥ 内部監査

当社は、毎年度監査計画を定め、それに基づいた本社内組織、及び国内外グループ会社に対する内部監査を行い、結果を経営会議に報告しています。内部監査の結果、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行い、対処しています。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,382	355,263	△6,820	459,226
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）				12	12
剰余金の配当			△1,196		△1,196
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△47,380		△47,380
連結範囲の変動			3		3
自己株式の取得				△98	△98
自己株式の処分			△47	98	51
連結子会社株式の取得 による持分の増減		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	2	△48,620	13	△48,605
当期末残高	65,400	45,385	306,642	△6,807	410,620

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	28,353	54,326	27,178	2,898	112,757	2,447	109,190	683,621
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）						△12		—
剰余金の配当								△1,196
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）								△47,380
連結範囲の変動								3
自己株式の取得								△98
自己株式の処分								51
連結子会社株式の取得 による持分の増減								2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,046	△16,453	△3,735	3,006	△12,135	△408	5,585	△6,959
当期変動額合計	5,046	△16,453	△3,735	3,006	△12,135	△420	5,585	△55,576
当期末残高	33,400	37,873	23,442	5,905	100,621	2,026	114,776	628,044

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 369社
- (2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 80社
- (2) 主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「1. 企業集団の現況に関する事項 (11) 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス (株)
- (4) 主要な持分法非適用関連会社の名称 (株) 空見コンテナセンター
- (5) 持分法の適用の範囲から除いた理由
持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- (1) 連結の範囲
当連結会計年度から、新規に設立をしましたAPPLELAND SHIPPING INC. を含む15社を新たに連結しました。また、連結子会社でありましたジャパンエクスプレス梱包運輸㈱を含む14社は清算終了等により、連結の範囲から除外しております。
- (2) 持分法の適用の範囲
当連結会計年度から、新規に設立をしましたオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス㈱を含む5社に持分法を適用しております。また、持分法適用会社でありましたSHANGHAI LONGFEI INTERNATIONAL LOGISTICS CO., LTD. は保有株式の売却により、持分法適用の範囲から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券	時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)
満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等にもとづく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
たな卸資産	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

船	船	主として定額法 (一部の船舶について定率法)
建	物	主として定額法
その他の有形固定資産		主として定率法

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) にもとづいております。のれんについては、原則として5年で毎期均等額の償却を行っております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規にもとづく当連結会計年度末支給額を計上しております。

特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。

その他：主として航海完了基準を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「関係会社株式売却益」(当連結会計年度186百万円)を区分掲記しておりましたが、金額の重要性が減少したため、当連結会計年度において、「その他特別利益」に含めて表示しております。

追加情報に関する注記

(定期コンテナ船事業統合に関わる新会社設立について)

当社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と、2016年10月31日に締結した定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業を含む)の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約に基づき、新会社を設立しました。

新会社による定期コンテナ船事業のサービスを2018年4月1日より開始しています。

新会社の概要

(1) 持株会社

商号	オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社
資本金	50百万円
出資比率	川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31%
所在地	東京
設立日	2017年7月7日

(2) 事業運営会社

商号	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金	US\$ 800,000,000
出資比率	川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31%(間接出資を含む)
所在地	SINGAPORE
設立日	2017年7月7日

連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳とその金額

原材料及び貯蔵品	37,483百万円
その他	1,196百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	240,140百万円
建設仮勘定	16,042百万円
投資有価証券	611百万円
関係会社株式	55,167百万円
合計	311,962百万円

上記のほか、将来発生する債権207百万円を担保に供しております。

また、担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

イ) 関係会社株式55,167百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 投資有価証券611百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	14,288百万円
長期借入金	185,856百万円
合計	200,144百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	903,107百万円
--	------------

4. 偶発債務

保証債務等	132,844百万円
(うち外貨建保証債務)	118,143百万円)

5. その他

(1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船舶の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、当社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

連結損益計算書に関する注記

事業再編関連損失の内訳

コンテナ船事業の統合に伴い、代理店整理等に関連する一時費用について4,412百万円、備船契約に関連する損失について64,280百万円、その他4,783百万円を一括して事業再編関連損失に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類 普通株式
総数 120,628,611株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類 普通株式
株式数 1,034,392株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	1,196	1.0	2017年9月30日	2017年11月22日

(注) 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり配当額は、当該株式併合が行われる前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,195	10.0	2018年3月31日	2018年6月27日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式
株式数 1,244,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	192,797	192,797	—
(2) 受取手形及び営業未収金	125,851	125,851	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500	500	—
(4) 短期貸付金	16,735	16,735	—
(5) 長期貸付金（*1）	74,661	76,789	2,128
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	106,775	106,775	—
(7) 支払手形及び営業未払金	131,405	131,405	—
(8) 短期借入金	98,589	98,589	—
(9) コマーシャル・ペーパー	5,000	5,000	—
(10) 社債（*2）	207,620	209,668	2,048
(11) 長期借入金（*3）	788,895	801,041	12,146
(12) デリバティブ取引（*4）	8,615	8,484	△131

(*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた1,257百万円が含まれております。

(*2) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた31,872百万円が含まれております。

(*3) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた81,950百万円が含まれております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる場合は、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、並びに(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 支払手形及び営業未払金、(8) 短期借入金、並びに(9) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

社債の時価については、市場価格にもとづき算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

(12) デリバティブ取引

ヘッジを目的とした金融派生商品であり、先物為替相場又は金融機関から入手した価格等によっております。なお、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式	7,782
② その他	9
合計	7,792

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
299,603	471,023

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書にもとづく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,274円81銭

2. 1株当たり当期純損失(△) △396円16銭

(注) 当社は、2017年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(持分法適用関連会社への追加出資)

当社は、2018年4月2日に持分法適用関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.へ当初予定していた追加出資を行いました。

1. 持分法適用関連会社の概要

(1) 商号 : OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.

(2) 資本金 : (追加出資前) US\$ 800,000,000
(追加出資後) US\$ 3,000,000,000

(3) 出資比率 : 川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31% (間接出資を含む)
なお、追加出資前後において出資比率に変動はありません。

(4) 所在地 : SINGAPORE

(5) 設立日 : 2017年7月7日

2. 追加出資の内容

(1) 追加出資金額 US\$ 2,200,000,000

(2) 追加出資後資本金 US\$ 3,000,000,000

(3) 追加出資実行日 2018年4月2日

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の株主資本等変動計算書（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		利益剰余金 合計	
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	4	944	111,630	△11,975	109,131	△6,822	212,081
当期変動額											
新株の発行 （新株予約権の行使）			-						-	12	12
剰余金の配当			-					△1,196	△1,196		△1,196
当期純損失（△）			-					△65,936	△65,936		△65,936
特別償却準備金の取崩			-		△1			1	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			-			△17		17	-		-
自己株式の取得			-						-	△97	△97
自己株式の処分			-					△47	△47	98	51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-						-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	△1	△17	-	△67,161	△67,180	13	△67,167
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	3	926	111,630	△79,136	41,951	△6,809	144,914

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	24,480	△2,639	21,840	2,447	236,370
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）			-	△12	-
剰余金の配当			-		△1,196
当期純損失（△）			-		△65,936
特別償却準備金の取崩			-		-
圧縮記帳積立金の取崩			-		-
自己株式の取得			-		△97
自己株式の処分			-		51
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,005	△113	3,891	△408	3,483
当期変動額合計	4,005	△113	3,891	△420	△63,696
当期末残高	28,485	△2,752	25,732	2,026	172,673

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等にもとづく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船

定額法

建物

定額法

その他の有形固定資産

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法であります。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

事業再編関連損失引当金

事業の再編等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌日より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準
 コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。
 その他：航海完了基準を採用しております。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にもとづき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

7. 支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。
8. 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、特別利益の「その他特別利益」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「新株予約権戻入益」は317百万円であります。

追加情報に関する注記

(定期コンテナ船事業統合に関わる新会社設立について)

当社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と、2016年10月31日に締結した定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約に基づき、新会社を設立しました。

新会社による定期コンテナ船事業のサービスを2018年4月1日より開始しています。

新会社の概要

(1) 持株会社

商号	オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社
資本金	50百万円
出資比率	川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31%
所在地	東京
設立日	2017年7月7日

(2) 事業運営会社

商号	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
資本金	US\$ 800,000,000
出資比率	川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31%（間接出資を含む）
所在地	SINGAPORE
設立日	2017年7月7日

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	81,092百万円
長期金銭債権	125,789百万円
短期金銭債務	123,460百万円
長期金銭債務	549百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 210,799百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

船舶	19,138百万円
投資有価証券	611百万円
関係会社株式	42,441百万円
合計	62,192百万円

上記のほか、将来発生する債権207百万円を担保に供しております。

また、担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、

イ) 関係会社株式42,441百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 投資有価証券611百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,951百万円
長期借入金	24,572百万円
合計	28,524百万円

4. 偶発債務

保証債務等	519,508百万円
（うち外貨建保証債務）	334,950百万円

5. その他

(1) 訴訟

当社は、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起してまいりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であり

ます。当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社は2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	93,475百万円
仕入高	327,209百万円
営業取引以外の取引高	41,743百万円

2. 事業再編関連損失の内訳

コンテナ船事業の統合に伴い、代理店整理等に関連する一時費用について3,758百万円、備船契約に関連する損失について64,280百万円、その他4,783百万円を一括して事業再編関連損失に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式

1,031,772株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

繰越欠損金 46,205

特定外国子会社留保所得 29,720

関係会社株式評価損自己否認額 60,250

賞与引当金 534

減損損失 1,833

貸倒引当金 3,343

事業再編関連損失引当金 1,827

債務保証損失引当金 3,421

契約損失引当金 18,800

関係会社からの備船契約譲渡 5,542

みなし配当 11,223

繰延ヘッジ損益 833

その他 9,093

繰延税金資産小計 192,631

評価性引当額 △192,593

繰延税金資産合計 37

繰延税金負債

退職給付信託設定益 △2,713

その他有価証券評価差額金 △11,181

その他 △604

繰延税金負債合計 △14,500

繰延税金負債の純額

△14,462

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

一年内 7,018百万円

一年超 5,165百万円

合計 12,184百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (注) 2	科目	期末残高
子会社	WHITE BEAR MARITIME LTD.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	49,536	—	—
	LAKLER S. A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,186	—	—
	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	23,652	—	—
	SAMBA OFFSHORE S. A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	17,520	—	—
	MOL BRIDGE FINANCE S. A.	直接100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	14,342	—	—
	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	12,381	—	—
	MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	12,249	—	—
	NEPERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	直接70%	役員の兼任 債務保証	債務保証	11,155	—	—
	ASIASHIP MARITIME S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 債務保証	債務保証	10,931	—	—
	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船 資金の貸付	資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	1,334 9,375
	CANOPUS MARITIME INC.	直接100%	役員の兼任 船舶の備船			リース債権 (注) 3	29,777
	LINKMAN HOLDINGS INC.	直接100%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入	18,535 97,142	短期貸付金 短期借入金	23,900 40,569
	関連会社	TARTARUGA MV29 B. V.	直接21%	役員の兼任 債務保証	債務保証	35,170	—
ARCTIC BLUE LNG SHIPPING LTD.		直接50%	役員の兼任 債務保証	債務保証	13,075	—	—
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.		— (注) 4	役員の兼任	増資の引受	27,456	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 債務保証については、保証形態等を勘案して決定しております。
 - (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 - (3) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
 - (4) 資金の貸付の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均貸付残高を記載しております。
 - (5) 増資の引受については、1株につき10,000USドルで引き受けたものです。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
 3. リース債権については、1年内返済予定リース債権も含めて記載しております。
 4. 当社はオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社の議決権を31%所有しており、同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,426円85銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △551円30銭

(注) 当社は、2017年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(持分法適用関連会社への追加出資)

当社は、2018年4月2日に持分法適用関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. へ当初予定していた追加出資を行いました。

1. 持分法適用関連会社の概要

- (1) 商号 : OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.
- (2) 資本金 : (追加出資前) US\$ 800,000,000
(追加出資後) US\$ 3,000,000,000
- (3) 出資比率 : 川崎汽船株式会社31%、日本郵船株式会社38%、当社31% (間接出資を含む)
なお、追加出資前後において出資比率に変動はありません。
- (4) 所在地 : SINGAPORE
- (5) 設立日 : 2017年7月7日

2. 追加出資の内容

- (1) 追加出資金額 US\$ 2,200,000,000
- (2) 追加出資後資本金 US\$ 3,000,000,000
- (3) 追加出資実行日 2018年4月2日

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

